

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

平成30年1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様のご請求により、いつでも払戻しをさせていただくこととしております。

【休眠預金等の定義】

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

※預金等とは、預金保険法上の付保対象とされているものを表します。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項に規定する次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ② 当該預金等に係る債権の行使が期待される日
- ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対して、当該預金等に係る以下の事項を通知した日(最終異動日から9年を経過した元本1万円以上の預金等について通知し、当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。)
 - ・金融機関
 - ・店舗名称
 - ・預金等の種別、口座番号その他当該預金等の特定に必要な事項
 - ・元本の額等
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、通帳の再発行のみ ※②は、(a)、(f)に掲げる事由のみ
普通預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は、(a)、(b)及び(e)、(f)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は、(a)、(b)及び(f)に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は、(f)に掲げる事由のみ
通知預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、繰越を除く。 ※②は、(c)、(f)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、繰越を除く。 ※②は、(d)、(f)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型)(スーパー定期)	同上
自由金利型大口定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は、繰越を除く ※②は、(d)、(e)、(f)に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (M型)(スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型大口定期預金 (大口定期預金)	同上
自動継続変動金利定期預金	同上
積立定期預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、繰越を除く。 ※②は、(f)に掲げる事由のみ
定期積金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は、繰越を除く。 ※②は、(f)に掲げる事由のみ

預金等の種類	認可を受けた事由
ネット預金	下記②、③に掲げる事由 ※②は、(a)、(b)、(f)に掲げる事由のみ

- ① 預金者等のお申出による預金通帳又は証書の発行、記帳(窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合は除く)若しくは繰越
- ② 預金者等のお申出による次に掲げる契約内容の変更
 - (a) キャッシュカードの再発行
 - (b) カードローン契約の終了
 - (c) 解約予定日の設定・変更
 - (d) 方式変更(通帳式から証書式または証書式から通帳式への変更)
 - (e) 総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限ります。)
 - (f) 通帳・カード紛失等による注意コードの設定・解除(平成31年3月1日以降のものに限ります。)
- ③ 預金者等による次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領
 - ・当金庫名称及びお客様の預金等を取り扱う店舗の名称
 - ・預金等の種別
 - ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ・預金等の名義人の氏名または名称
 - ・預金等の元本の額
- ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記(1)及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上